

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（3）第2部

2. 日時

令和2年11月5日（木）16時05分～17時40分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、田邊専門職、上原技術参与

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

※第1部の三菱原子燃料株式会社の資料と同じ

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁アリタですそれではただいまより、
0:00:05	三菱原子燃料の保安規定の変更認可申請の面談を再開いたします。
0:00:12	で、今回は第 2 部ということで三菱原子燃料の申請のみに係る事実確認を行います。
0:00:26	まず一つ目の事実確認なんですけど、
0:00:30	申請書についての指摘になりますんで、申請書の別紙ってということで変更の理由と、
0:00:41	変更内容の変更理由、書いてもらってるんですけど、これ三菱原子燃料の申請を見ますと、これ自体がかなり簡潔でこれだけ見ても何を関係するのは、ちょっと全然見えてこないと、
0:00:55	というのがございます。で、他の事業者の申請なんか見ますと、もう一つ具体的に、
0:01:02	内容とか、変更する条番号なども書いてますので、ちょっとそういったものも参考にしながら、具体的に書くようにお願いします。
0:01:17	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:01:20	変更申請書ですね、別紙の記載、特にですね 2 ポツが変更の理由についての充実ということで拝承いたしました。
0:01:37	補正のときに
0:01:41	別紙のところも修正を補正、文字で記載をふやすようにお願いします。
0:01:49	ぜひ次の指摘に移ります。
0:01:53	保安規定第 17 条、職務のところの関係でございます。
0:02:02	今回の申請においては、例えば保全区域の設定とか、使用前事業者検査、定期事業者検査、そういった業務の職務が追加されてるんですけど、この職務の状況を見ると、そういった変更はされていなくて、
0:02:19	これは今ある情報のどこで業務、どこに包含されるのかっていうところの整理を教えていただけますでしょうか。
0:02:34	三菱原子燃料のオオムタでございます。
0:02:39	職務のところの記載でございますけれども、区域管理についてはですね、放射線管理のところを読むというふうにしてございます。
0:02:49	それから定期事業者検査ですとか、使用前事業者検査についてはですね、施設管理の中ですね、読むというふうにしてございました。ただ前回のご指摘もあってですね、こちら辺の職務についてはですね、もう少し詳細に記載がしたほうが良いという

0:03:09	ご指摘を受けたというふうに理解してございますので、こちらについてはですね、他社さんの事例も含めまして、参考にしてですね、職務の記載もですね、見直しを図ってですね、補正申請をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:03:26	規制庁アリタです。承知いたしました。
0:03:29	続いてなんですが、
0:03:31	使用前事業者検査、定期事業者検査の条文で 64 条 65 条なんですが、ここで検査に係る要員の教育訓練を行うということで、これについても何か教育訓練内容は増えてるんだと思うんですが、
0:03:48	ここで教育訓練に係る表ということで、別表 1 の 1 の①というんですかね、これは今回変更されていなくて、これも何かこの既認可の内容に含まれていると思うんですけど。
0:04:03	これ具体的にどこに含まれているご説明をお願いします。
0:04:30	三菱原子燃料のオオムタでございます。今ご指摘いただいた件ですね、別表 1-1-①教育訓練の項目、第 24 条関係というのがございまして、こちらですねいわゆる保安教育ですね、全従業員に対して行っております。
0:04:49	保安教育についてですね、教育訓練の項目というふうに記載をしております。
0:04:56	一方別表第 1-1 の②ですね、②については、緊急作業に係る教育訓練ということで、緊急作業を行うものに対するですね、教育訓練を記載をしているということで別表についてはですね、いわゆる定期保安教育とですね、
0:05:16	緊急作業に関わる教育を記載をしているというところございまして、施設定期事業者検査、それから使用前事業者検査についてはですね、その条文の中で教育を読み込んでというような形になってございます。以上です。
0:05:36	規制庁アリタです。
0:05:38	定期事業者検査、使用前事業者検査に関わる教育訓練というのは第 24 条に基づいて行うものではなく、それぞれ第 64 条第 65 条それぞれを根拠にして、
0:05:54	教育訓練が行うもので起きてくる。
0:05:58	第 24 条は関係ないと、そういう整理でよろしいですか。
0:06:39	三菱原子燃料のオオムタでございます。ご指摘いただいた第 24 条の力量教育訓練をしたところでの記載でございますけども、そちらですね定期事業者検査の教育、
0:06:55	それから 3 項のところにはですね、加工施設の操作員、教育訓練とですね、書いてございます。それから 4 項のところは、緊急作業の教育訓練ということになってございまして、施設定期事業者検査それから使用前事業者検査についてはですね、

0:07:15	各条項のところでは教育訓練を読むということになります。以上です。
0:07:24	すいません。
0:07:27	それ第 24 条及びそれに紐づく別表 2 は、
0:07:33	使用前事業者検査と定期事業者検査の教育訓練訓練は出てこないんですよね。
0:07:44	三菱原子燃料のオオムタでございます。その通りでございます。
0:07:49	規制庁有田です。24 条には出てこず、それとは独立して、
0:07:56	第 5 ページの別の条文に基づいての教育も行うという。
0:08:05	原子力規制庁ナガイですので、今の件はもともとその品質管理基準規則の解釈、これは
0:08:15	事業者検査のところですけども、
0:08:23	48 条の第 5 項の解釈ですね。
0:08:29	さっき要員の独立性が検査の独立性っていう観点もあるんですけど、
0:08:38	その四番目の解釈の 4 番目で、第 5 項に規定する使用前事業者検査等の中立性信頼性が損なわれられないこととは、事業者検査を実施する要員が当該検査に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、
0:08:56	何人からも同様な影響を受けることなく、当該検査を実施できるような状況にあることを言う、ということなんで、
0:09:06	工事とか点検から独立性もあるんですけど、判定をするような力量を持つということで、要求事項に対して、今、担当課長が
0:09:21	教育をするという。
0:09:24	ことだと思んですけど、その力量はどのような力量を考えてどういう教育をする。
0:09:32	っていうのは、どうことをどういうふう、
0:09:37	決めているんでしょうか。
0:09:48	三菱原子燃料のオオムタでございます。例えば
0:09:54	定期事業者検査の検査を行う上での力量といいますと、検査のですね、項目だとか、判定基準等ですね、十分理解しているということが必要ということになりますので、事前にですね、
0:10:09	統括の資料の充実検査の検査要領ですね、教育をすると、教育を伝えてですね十分に教育内容を理解し、ということですね、要はテーマ検査を実施することになるかと思えます。以上です。
0:10:18	はい、原子力規制庁ナガイです。今説明のあった内容というのはどっか規定されているんですか。

0:10:40	三菱原子燃料のオオムタでございます。社内規定の方です規定をすることになっております。以上です。
0:10:56	原子力規制庁ナガイです。これは保安規定ですので、どこまで書くかっていうのは、検討の余地あると思いますけれども、いずれにしても教育訓練を行うにあたって必要なまず力量を明確にした上で、その力量を持てるような、今ご説明のあったような内容を
0:11:13	社内規定で皆さんのところだと、9章でしたかね。
0:11:17	規定書ですか。社内規定で決めるってというような
0:11:24	ことはですね、まあ、保安規定の本文のどっかに、
0:11:29	書くかもしくは社内文書で規定するにしても、添付の説明書の中で、そういうことを明確にして説明していただくかしくはQMSの規定の中でそういうそれを受けて業務があるのであれば、
0:11:47	そういう説明のところ、資料で説明するなりしてください。
0:11:59	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:12:02	下部規定の方です明確に力量の方です、判断基準とかです定めたいと思います。あとまた申請にあたっての資料関係でそういったところも、
0:12:18	記載できるのであれば記載しての提出ということにさせていただきたいと思っております。
0:12:27	はい。規制庁ナガイです。わかりました。
0:12:30	はい。規制庁アリタです。じゃ次の指摘に移りたいと思います。次なんですけど申請書の内容とあと審査会合報告資料3としてもらってる段階的施行を説明するについての質疑など、
0:12:49	一つ目なんですけど
0:12:52	申請書の17条に、(17)
0:12:57	環境保全課長はシリンダ線量等のところの回収作業というのがあって、ウランの回収作業というのが新たに追加されてるんですけど、これを何か
0:13:09	評価を踏まえた一つの単位は新たに追加されたものということでよろしいですか。
0:13:19	三菱原子燃料のオオムタでございます。ウラン改修作業というのは従前も実施してございます。環境保全課の方で常に実施してございましたので、そこは今回保安規定が十分に記載されてなかったということで、明確化したというところでございます。
0:13:39	以上です。

0:13:44	規制庁アリタです。記載の明確化ということで、理解いたしました。後に行くとその補足説明資料が前進した場合、段階的資料説明の9のNo.22-5ってことで、
0:14:03	これ見ると例えばウランを回収する集塵機。
0:14:10	の工事が完了するっていう、ここに何かウランを回収っていうお話は、
0:14:17	21年8月にするということでまだ反映しない話になって、ここに書いてるやつは、今回保安規定で出てきたウラン回収と別物なのですか。
0:14:31	三菱原子燃料の大牟田でございます。こちらのウラン回収は事故発生したときの対応のためのプランっていうということで、あそこはまだこれからということでございまして、先ほど今回といったものはですね、従前行ってた作業、
0:14:49	ということで、異なるものということでございます。以上です。
0:14:59	規制庁有田です。別物なので、別に矛盾はしないということで理解します。
0:15:08	そういうところでも同様の設計が基本ですけど。
0:15:12	次が保安規定の第91条に、
0:15:19	91条でこれもまた電源を本来つけてのは新たにされてまして、電源っていうのが例えばこれ第5次設工認で認可した、
0:15:33	非常用ディーゼル発電機とか、或いは許可のソフト対応。
0:15:37	出てくるポータブル発電機なんかいろいろあると思うんですけど、この電源は具体的に何を示してるんですか。
0:15:48	三菱原子燃料のオオムタでございます。こちらの電源ですけども、これ
0:15:55	非常用防災組織の活動で停電等発生した時に従前から準備進めましたポータブル発電機のことをですね、言ってます。電源としてですね、記載してございまして、これは従前ですね、防災組織や資機材として持っているもの、
0:16:15	きたんですけども、今回加工施設の審査基準の中にですね、きちんとこう権限という記載がですね追加されてございましたので、そこに合わせてですね、保安規定の記載をですね、適正化したというものでございます。以上です。
0:16:33	規制庁有田です、これについては設工認と関係なく、
0:16:39	防災資機材のポータブル発電機である。
0:16:46	これが終わった後の段階的施行の紙に移るんですけど、これもまた
0:17:04	防災資機材一覧っていうのがあって、多分こん中にポータブル発電機が含まれてることだと思うんですけど、これを何か対応状況が丸になってまして、これを別に今回新たに
0:17:20	配備したってことではなくて前から配備をしたので、段階的施行の表としては対応状況は丸なんですけど、今回の保安規定ではその前からやっていたことを明文化したという、そういう整理で、

0:17:39	三菱原子燃料のオオムタでございます。今おっしゃった通りでございます。以上です。
0:17:54	はい。規制庁アリタです。
0:17:58	承知しました、今度は、
0:18:01	第 94 条にある可燃物の管理。
0:18:06	についてなんですが、これもなんか段階的施行を見ると、No.5-5 ということでこれもなんか
0:18:15	段階的施行の中に
0:18:20	可燃物管理というのがあったんですけど、
0:18:30	で、No.5 の段階的施行の紙によると可燃物管理を、これ 21 年 8 月反映ってか、
0:18:40	ていうこれとも今回、
0:18:43	申請書に出てきた可燃物管理との関係はになるんでしょうか。
0:18:53	三菱原子燃料のオオムタでございます。
0:18:56	資料の段階的などころですね記載しているものは、いわゆるその火災防護の評価に基づいてですね、防火壁等できたときにですね、持ち込み管理だとか、
0:19:09	金属の容器で保管する等のところですね、保安規定に明文化するということなんですけど、まだ建屋の
0:19:18	施工にまだ終わってないという状況なので、そちらについては、まだ
0:19:23	工事が終わってからですね、保安規定規定に反映する予定にしております。一方今回入れた記載の内容はですね、こちらの保安規定の審査基準に基づいてですね、可燃物の管理というのを記載いたしました。これは従前から出口へ不要なものは持ち込まないというような常日頃から鍵というのはですね、
0:19:43	実施してございましたので、その内容ですね、入れ込んだ形でですね、保安規定のほうを修正させていただいたというものでございます。以上です。
0:19:53	規制庁有田です。整理すると、可燃物管理ってのは、前からやっていた部分と、防波壁の設置とかそういったものを踏まえて新たに、
0:20:07	対応するものも二つパターンはての今回は前者の記載を明確化したってことで、段階的施行というのは後者、そういう整理ですか。
0:20:22	三菱原子燃料のオオムタでございます。おっしゃる通りでございます。
0:20:34	規制庁アリタです。次に移りたいと思います。
0:20:41	今度は第 100 条ということでこれは
0:20:45	大規模損壊に至るおそれがある事故、
0:20:49	重大事故に至るおそれがある大規模損壊発生時の必要な機能を維持するために、

0:20:56	すみませんので、100 条の
0:20:59	第 2 項ですね、100 条第 2 項の(4)(5)放出低減と、影響緩和。これについても
0:21:12	段階的施行でいくと、No.22-59 ってやつがあって、
0:21:17	こことの関係をご説明していただけますでしょうか。
0:21:43	三菱原子燃料のオオムタでございます。申し訳ございません。段階的な資料のところのどの番号のところを指してるかちょっとすみません、
0:21:57	段階的施行の第 2-2 の 59. ですね。
0:22:01	そこに何か目張りとかあってこれがつまり
0:22:06	放出制限に当たるものだと思います。
0:22:10	目張りとか散水というのは、これは放出制限があったものと思うんですけど。
0:22:17	No.20 のいくつでしょうか
0:22:23	59 ですね。
0:22:37	三菱原子燃料オオムタでございます。22-59 というのは、可搬消防ポンプによる原料倉庫の周囲の散水等という理解でよろしいでしょうか。
0:22:50	そうです。はい。はい。目張り終了後の散水です。はい。
0:22:55	こちらについてはもうすでにあると思うんですね。すでに実施というところでございます。
0:23:06	規制庁有田ですが、これは第 100 条に書き出した。
0:23:11	放出制限とは別物なのでしょうか。
0:24:02	三菱原子燃料のオオムタでございます。先ほどのですね 22 の 59 については、第 113 の保安規定の 113 条で、六フッ化ウランの建屋への閉じ込めの措置ってということで、すでに保安規定に記載をしてる内容と、
0:24:18	ということになってまして、今回先ほどの 100 条の 2 項に追加したものというのはですね、いわゆる保安規定の審査基準に従ってですね、内容を追記しているというものでございます。以上です。
0:24:38	すみません規制庁の有田です、ページちょっとナンバー 22 の 59、これは保安規定の 110。
0:24:52	三菱原子燃料大牟田です。その通りです
0:25:12	規制庁有田です。。
0:25:17	今回、保安規定に移管された大規模損壊の
0:25:22	影響緩和があって、これは
0:25:27	今までと同じで、毎回やったものを審査基準の改正に合わせた記載の明確化っていう、
0:25:35	だという。



0:25:38	三菱原子燃料のオオムタでございます。その通りでございます。
0:25:50	はい。規制庁有田です。ということになるんですね。
0:25:55	続きまして審査基準第14条設計想定事象のほうも、今回、設計想定事象に影響するものであれば、溢水と竜巻についての内容は
0:26:13	現行の保安規定には記載がなくて、
0:26:20	工事が絡むので、それが終わってから、
0:26:25	次の保安規定で出るという理解で良かったでしょうか。
0:26:33	三菱原子燃料の大牟田でございます。その通りでございます。
0:26:38	それを踏まえて、段階的施行の、
0:26:46	No.96。
0:26:50	ドラム缶の固縛ということで、
0:26:57	あると思うんですけど。
0:26:58	ドラムが何か
0:27:03	何か丈夫なワイヤーで固縛とか何かいろいろあるかということで、他事業者の保安規定だとだとソフト対応でもドラム缶固縛と出ていることがあって、これは三菱の場合、設工認が絡んで、それが終わらないと、ドラム缶はでてこない。
0:27:24	こういうふうな。
0:27:29	三菱原子燃料大牟田でございます。その通りです。設工認を受けて、固縛を保安規定に入れるよう計画しております。
0:27:43	規制庁有田です。設工認に絡むとことはいいのですが、具体的に例えば固縛について何か設計が絡むのか、
0:27:54	建物だとかが絡むのか、具体的に説明をお願いしますか。
0:28:03	三菱原子燃料のオオムタであります。
0:28:06	第3核燃料倉庫、
0:28:09	ですけれども、こちらにドラム缶を保管してるんですけれども、こちらについてはワイヤーで固縛するというふうに理解しまして、設工認を受けて申請するというものです
0:28:28	規制庁有田です、整理すると第3核燃料倉庫の設工認が終わってないのでその中に入れるドラム缶の固縛は後回しにすると
0:28:46	ワイヤーで縛ることは設工認が必要な物ではないと。
0:28:56	三菱原子燃料の大牟田です
0:29:01	第3廃棄物倉庫で、ワイヤーを引いているけれども、こちらは設工認に係るといいますとでございます。
0:29:18	規制庁有田です。
0:29:23	第3廃棄物倉庫、ワイヤを

0:29:27	しぼりつけるホール等の評価といたしますか、そういったもので設工認が絡むので、ソフト対応単独にできる部分ではない。
0:29:40	ということで。
0:29:43	三菱原子燃料の大牟田です。その通りです
0:29:55	規制庁アリタです。ソフト対応の段階的施行あります。
0:30:03	設工認の進捗を踏まえた段階的施行と言うことで、
0:30:10	これは今日の資料の A0 番、
0:30:43	ページ、すいません規制庁有田です。
0:30:46	A0 番の 7 ページで、リストで管理しているってということで回答いただいているんですけど、他方で今回資料で明示されていないということでございまして、
0:31:02	これも今後の審査において、また次回に絡むのですが、もう漏れがないというふうに審査する必要があるので、今言われている
0:31:17	管理表っていうことも、
0:31:20	申請書に添付するといったことをお願いします。
0:31:29	三菱原子燃料の小又でございます。
0:31:33	コメントの表対応ということで、現状の対比表とかをまとめているところですが、次回以降リストを申請書につけるといった認識でよろしいでしょうか。
0:32:01	規制庁有田です。これ今回の申請の補正でも、
0:32:07	この段階でいただきたいんですけど。
0:32:14	承知しました。
0:32:19	原子力規制庁ナガイです。段階的施行については、今ソフト対応の参考資料という形でついでますので、設備の
0:32:31	段階的施行に合わせたいろいろな提言を受けられたと言ったりという参考資料という位置づけで結構ですので添付してください
0:32:46	三菱原子燃料の小又でございます。参考資料としての位置付けは拝承しました
0:32:54	規制庁アリタです。
0:33:00	次に保全区域の追加ということの関係で、
0:33:09	資料でいうと、
0:33:18	資料B0。
0:33:21	4 ページ。
0:33:25	ここであともう 1 個の資料、
0:33:29	A0、
0:33:39	あとは A3で、保全区域の考え方とその結果どこに当たるのかという場所を書いてもらっていて B0 のほうで条文として、

0:33:52	鍵の管理ってのは追加されている思います。
0:33:56	確認なんですけど、まず、
0:34:00	没水の中で、今回の補正案として、立入制限、鍵の管理等も入っており、その中で「等」の中で具体的に何か想定しているものがあるのでしょうか。
0:34:15	三菱原子燃料コマタでございます。エリアのグレードというのも考える必要があるのかなと思ってんですが、持ち物の持ち出し管理。そういったところも、
0:34:31	考える必要があるのかなと思います。それからそれが等に含まれるということで、具体的にその鍵の管理ということになっています
0:35:00	規制庁有田です、今の説明で理解できましたですね。次は補正案として、鍵の管理が追加されたんですけど、これを
0:35:14	管理が追加されたことで、ここで新たなこととして進めたのはもともとやる予定だったのが、
0:35:22	記載の明確化として書いたのか。これは整理なんですか。
0:35:30	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:35:33	保全区域に関しましては、設定したところはすべて鍵の管理を行うということで、もともと想定したものでございまして、それを明確にしたというような位置付けでございます。
0:35:48	規制庁有田です。もともと保全区域に入っていた発電機室、これについては鍵の管理、いろいろやるんだったんですけども、補正に合わせて記載の明確化ということで。
0:36:07	規制庁小又です。はい、その通りです。
0:36:10	規制庁有田です。次は施設管理の
0:36:16	関連ですけど、今回施設全般として、
0:36:20	主にこういとか、施設管理目標、
0:36:26	施設管理方針とか長期施設管理方針。
0:36:29	の策定されることになってると思うんですけど。
0:36:37	これらの文書がどういう体系になってるのかっていう質問でして、第5図で、
0:36:50	保安規定の第5図で、例えば1次文書って方で
0:36:56	保安品質方針、保安品質保証計画等のピラミッドがあると思うんですけど、今回施設管理で新たに追加される
0:37:05	文章もこのピラミッドのどこに位置付けられるもんなんでしょうか。
0:37:15	三菱原子燃料のオオムタでございます。まず施設管理方針でございますけども、社長が定めるということで今回
0:37:27	今回ですね、施設管理の具体的な方法ということで、

0:37:37	今年の5月のマネジメントレビュー会議で社長に定めていただいているというもので、当社の一次文書である、本案に見積もってございます。同じところに施設管理方針の記載について、
0:37:56	一次文書と同じ扱いといいますか。
0:38:01	それから下の施設管理目標でございますけども、こちらですね、
0:38:08	生産管理部長がですね、定めるものでございまして、こちらですね、保安の品質目標と同じように進めるということですね、品質目標については当社の二次文書という扱いになっておりまして、こちらですね、管理目標についても二次文書と扱いということで、
0:38:28	いうことでございます。
0:38:33	規制庁アリタです。長期施設管理方針についてはどれに該当するのでしょうか。
0:39:11	三菱原子燃料の大牟田でございます。
0:39:16	長期施設管理方針につきましては、二次文書ですね、評価標準というのがございまして、その中で規定をしているということで、二次文書を受けてですね。
0:39:32	方針というのを定めるということになるかと思えますけど。
0:40:37	規制庁アリタです。今の件も、
0:40:43	既認可のずれが読めないものの条文読めばどれが発生するかっていう、やっぱりそれを読めば、ランクというかグレードと言いますが
0:40:55	それはいろいろとあるわけですが、これで説明だけでやっていただきたいと思えます。
0:41:09	三菱原子燃料コマタでございます。
0:41:45	規制庁アリタです
0:41:48	審査会合の付属資料ということで、審査基準の整理表があると思えますが、こちらから確認したいと思えます。
0:42:02	まず審査基準第11号ってあって、
0:42:25	第11号の核燃料の運搬規則で、
0:42:31	この第2条の3番、
0:42:41	これ
0:42:42	既認可の59条で定めていることからすると、ここ見ると管理総括者が承認するって言うだけで、具体的な措置として何するのかっていうと、書かれてなくて、具体的に外で運搬するにあたって何をするか決まっているのでしょうか。
0:43:11	三菱原子燃料オオムタでございます。

0:43:15	周辺監視区域外への運搬の第 59 条のところなんですけれども、その前です ね、58 条のところに、周辺監視区域内の運搬で、外に行くには内を通るわ けで 58 条のところに、
0:43:31	各課長は核原料物質、周辺監視区域内において運搬する場合はですね、加 工規則の第 7 条の 6 に定める運搬に関する措置というのが、いろいろされて ございますので、その内容ですね、措置を講じた上で、
0:43:49	確認を行って、措置を講じると、その上ですね、周辺監視区域外に運搬する 場合は、管理総括者の承認を受けるといような流れになってございます。
0:44:02	以上です。
0:44:09	規制庁有田です。第 58 条の内運搬はそのまま外運搬にもそのまま適用され る
0:44:30	周辺監視区域内運搬の処置がそのまま区域外へ、継続されるという、そういう ことは保安規定で読み取ることができるんですかね
0:44:53	三菱原子燃料のオオムタでございます。第 5 節のですね、物品及び核燃料物 質の管理というのが順番にですね、第 57 条に管理区域外へまで移動する場 合の処置というものが書かれています。第 57 条に管理区域外への移動とい うのが書かれてまして、
0:45:12	そのあとですねその措置を、管理区域から出す場合はですね、57 条の処置を 行った上で、さらに 58 条の周辺監視区域内の運搬内容が、
0:45:25	いような流れですね、情報の順番ですねと思っております、といような 流れになってございます。
0:45:37	すいません。規制庁有田ですけど、57 から順番にたどっていければというこ とで、57 条でやったことが 58 条、つまり、管理区域外の移動から周辺監視区 域内の運搬で解除されないというか、縛りというかかかっているのでしょうか
0:46:22	三菱原子燃料のオオムタでございます。縛りというかですね、順を追って実施 をするわけございまして、そのつどそのつど拡充を実施していくような流れ かと思えます。以上です。
0:47:06	原子力規制庁永井です。
0:47:11	運搬の流れとしては管理区域からでていくということはわかるんですが、そも そも内運搬しようというときに、容器の承認とかは内運搬も同じ条件で承認す るといことなんでしょうか。
0:47:41	三菱原子燃料大牟田でございます。その通りでございます。
0:49:59	規制庁有田です。ただいまの説明についてはこれで承知いたしました。
0:50:05	次に審査基準、12 号廃棄物の管理。これを見ると液体廃棄物の固定化と、放 射性廃棄物の外への廃棄というのがあってこれは既認可の条文から読み取 れないのですが、反映していない理由があるのでしょうか

0:51:00	三菱原子燃料のコマタでございます。すいません。もう一度お願いできませんとか、
0:51:06	審査基準の第十二号、放射性廃棄物の廃棄。
0:51:14	第 2 項に液体廃棄物の固形化と、
0:51:20	放射性廃棄物の外への廃棄の記載がされてます。その対応として、既認可のが 58、75 の 2 条とか、これらの条文の中で、今の話が読み取れないということになって、
0:51:37	その反映状況ということでございます。
0:51:55	三菱原子燃料の大牟田でございます。今されたのは、
0:52:02	加工規則第 12 号の液体廃棄物のところ。
0:52:06	という理解でよろしいでしょうか。
0:52:10	規制庁有田です。そうです 12 号です
0:52:15	ここはですね、固体廃棄物の内容をそのまま記載しているというところがあるかと思います。
0:52:29	液体の方ですね。
0:52:34	ここについてはちょっとここも記載を見直したいと思います。すいません。
0:52:43	規制庁有田です。
0:52:48	この審査基準の対比表を修正するといったことは
0:52:55	承知したのですが
0:52:58	実態として液体廃棄物の固形化とか外への廃棄は実際やっているのですか。
0:53:11	三菱原子燃料大牟田です。液体についてはですね、特に廃棄することではなく、
0:53:18	廃棄物の廃棄はしていないということで、修正いたします。
0:53:30	規制庁有田です。これ両方ともやっていないということで、今回、
0:53:35	反映するようなものではなかったというふう整理になるんですかね。
0:53:45	三菱原子燃料大牟田でございます。その通りでございます。
0:54:03	規制庁有田です。続きまして
0:54:07	申請書の 54 条 55 条の関係なんです
0:54:22	今回審査基準の中で個人線量計
0:55:38	すいません、規制庁アリタです。審査基準 9 号のほうの話なんですけど、審査基準表 9 号に個人線量の管理方法の記載がございます。その対応として、
0:55:55	既認可の第 54 号と第 55 号、
0:55:59	というのが対応として、
0:56:03	説明されてまして、これ具体的にどういったものかっていうと既認可の別表 9
0:56:11	別表 8 と別表 9、
0:56:15	これらが紐づくと思うんですけど、別表 8 別表 9 に書いている。

0:56:23	審査基準で要求している、個人線量計は別表 8 別表 9 の中で具体的にどれを言っているのか、
0:56:55	説明してください。
0:57:33	三菱原子燃料のコマタでございます。
0:57:36	今おっしゃられた別表第 8 と第 9 のほうに個人線量計としては明記されていないんですけれども、個人線量測定ということに関しては、別表第 6 のほうに
0:57:52	対照となるもので頻度等が入っております。
0:57:58	別表のですね、第 8 の方にも添付はガラスバッジの個人線量計による測定と
0:58:08	いうことございまして、加工施設の場合ですと発電所のようなアラームあるわけですね。PD と呼ばれるようなものは、装着してございませんので、この別表の中には別に特別の管理するものということではなくて記載はございません。
0:58:31	規制庁有田です。整理すると別表第 9 測定器具に
0:58:40	これに該当するものはない。
0:58:43	個人の線量管理については
0:58:50	別表 6 に書いている
0:58:53	評価と頻度、これに基づいて線量を測って、
0:58:58	方法としては、さっき言ったガラスバッジによる、
0:59:06	つまりこの
0:59:08	ガラスバッジ個人線量計における代わりというふうにすると、
0:59:17	三菱原子燃料コマタでございます。その通りでございます。
1:00:16	原子力規制庁のナガイです。今御説明でいくと、別表第 9 の放射線測定機器類は、
1:00:24	個人線量計が含まれていないということなんですが、
1:00:31	審査基準の 10 号のところでは、
1:00:36	個人線量計とは明確にはうたわれていないんですけど、要は個人線量計は管理された物ということで、
1:00:51	そういうことが審査基準にも、
1:00:55	記載されて、いるんです
1:00:56	けど、
1:00:58	そのことはどこで保安規定上読めるんですか。
1:01:24	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:01:28	保安規定の本文の方ですと、第 51 条ですね、線量評価及び通知という情報がございましてけれども、

1:01:38	こちらで出てくる放射線業務従事者の線量の報告等を別表第6の定めるところで、先ほどご説明したいと思います。
1:01:50	2項3項とあつてと安全管理課長、放射線業務従事者の情報を、
1:01:58	公開すると。
1:02:00	というようなところで現状の保安規定ではこの条文かと考えます。
1:02:08	原子力規制庁ナガイです。個人線量計として、
1:02:14	放射線測定器類の管理は55条にもあるんですけど、別表9には個人線量計が含まれていません。で、我々が確認したいのはおおもとのファイル加工規則8条1項9号の
1:02:31	審査基準で、
1:02:33	1番目に、放射線業務者が受ける線量について線量限度を超えないための措置として、個人線量計の管理方法を含むが定められていることというのが審査基準にあるので、
1:02:48	これはどこに定められているんですかという質問です。
1:02:53	これに対してどのように規定しているか説明してください。
1:03:05	三菱原子燃料コマタでございます。現状ではですね、明確ではないかと思えますので、ちょっと見直しをさせていただければと思います。
1:03:19	はい。規制庁永井です。
1:03:20	多分我々も見つからなかったんで事実確認してるんで、訂正対応して、
1:03:27	補正なりで
1:03:29	御説明をしてください
1:03:34	三菱原子燃料コマタでございます。承知しました。一点確認なんですけれども、先ほどご説明しました通り、私どもの場合はですね、ガラスバッジという。
1:03:48	もので線量測定をしていくことを、3ヶ月に1回ですね、外注で出してそのたびにガラスバッジを交換して線量測定をさせるというようなものが下の別表第9にですね、その線量計として入れるような機材、
1:04:06	というか、こういうものではないんですけども、そこまでは考なくてよいという理解で良いでしょうか
1:04:14	原子力規制庁ナガイですね、管理のレベルはいろいろあると思うんですけど、今のそのどういう線量計かもわからないので、あれですけど、保安規定上はきちっと徹底して、その管理の
1:04:29	方法を含めて規定するってことですので、
1:04:33	それは目的が、放射線業務従事者が受ける線量がきちんとその管理される



1:04:41	ために必要な範囲ということですよ。そこをどう皆さん理解するかというかですけど、それを保障するためにどうするかで、計測器が幾つあって、一式なのかもしれないと。
1:04:57	どういう基準でやるかって、社内文書であると思いますし、
1:05:02	もっと言えば、これを線量限度を超えないための措置ですから、
1:05:08	どういうレンジのね、どういう何ミリシーベルトまで測れるのか、やっぱり事故時の対応基準もあるし、どういう、
1:05:20	ものかっていうのもあわせて検討して再確認していただいて、
1:05:28	その管理方法も含めて、
1:05:32	保安規定で定めるようにしてください。
1:05:39	三菱原子燃料のコマタでございます。コメント承知いたしました。
1:05:48	規制庁有田です。これも審査基準の整理表の話なんですけど、
1:05:58	第 12 条第 6 項、
1:06:01	環境モニタリングの実施体制、
1:06:05	既認可第 54 条、
1:06:09	定められていると説明がありまして、
1:06:13	これをみると
1:06:16	第 54 から引用する別表 7、
1:06:23	測定 of 具体的な内容が書いてあって、環境試料中の放射性濃度を年一回諮りますと書いてまして。
1:06:37	審査基準の記載事項ここで書いているんですが
1:06:42	他方で許可をたどってみると、許可の添付のほうの 19 ページ。
1:06:45	加工施設周辺の井戸水、河川、土壌のウラン濃度を年一回測定と書いていて。
1:06:51	場所とか具体的に許可では、書いていまして
1:06:57	保安規定の規定からは読めない。
1:07:10	どっか下位文書で規定しているものなのでしょうか。
1:07:24	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:07:27	おっしゃる通りですね保安規定の方にはそこでは細かくはございませんけれども、当然放射線管理を行っている安全管理課の方の要領書で関係資料に関して、
1:07:43	場所、頻度等を定めて、すでに運用はしているところでございます。
1:07:51	規制庁有田です。安全管理課の要領書で頻度とか測定場所を定めていると
1:08:00	あったと思うんですけど。
1:08:06	今回の保安規定の、別表 1 でいくと、

1:08:15	各条文に標準書というのが紐づいていると思うんですけど、この要領っていうのは標準書の更に下位という整理でしょうか
1:08:23	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:08:27	そうですね。細かく資料の場所までを明記しているっていうのは、この3次文書と言ってもですね、課の要領レベルということに
1:08:41	なっております。
1:12:24	規制庁タナベです少々お待ちください。
1:12:41	原子力規制庁ナガイです。今我々も許可を確認してるんですけど、いろいろ時間かかるんでもう一度要求事項だけお伝えしますが、審査基準では、12号加工規則8条1項12号6ポツで、
1:12:59	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について定められていることということに対して、今審査をしているんですけども、その実施体制っていうのは、計画実施評価等と書いております
1:13:15	この体制については、例えば今これ、
1:13:21	敷地外なんですけど、敷地内も同じような体制でやっているのであれば、そういう同等の規定があれば、
1:13:30	この条文54条だか、ちょっと見てませんけど、
1:13:35	で規定しているということであれば、それで結構かと思います。
1:13:40	一方で、審査基準のほうで、認可基準では許可、
1:13:48	加工事業変更許可、
1:13:50	認可基準になってますので、そこで、
1:13:54	敷地外ですね、放射線っていうのか、環境試料の放射性物質の測定とか、さっき最初にアリタで確認したんですけど、そういうところもですね。
1:14:09	どこに記載するかっていうのは、
1:14:14	難しいところがありますけれども、それにしても二次文書で規定するなら規定して実施するというのがわかるようにしていただくと、許可との対応が明確になるので、記載を検討していただいでですね。
1:14:32	お願いします。
1:14:37	ということで、最終場所とかも含めて、記載の充実を図る必要があるかないかもあわせて検討していただいて、ちょっと整理してご質疑説明を準備してください。
1:14:54	三菱原子燃料のコマタでございます。
1:14:57	今の件、拝承いたしました。
1:15:24	規制庁有田です。
1:15:28	次は今日の資料のA1番、品管規則の追加の21項目の対応ということで

1:15:36	A1 番ということで、規則と、ものによっては解釈との対比を、
1:15:42	保安規定と保安品質保証計画書、どう反映しているのか
1:15:50	回答書かれていまして、
1:15:54	他方で、こちらの方で解釈の条文を
1:15:59	確認したんですけど、この保安規定と品質保証計画書の両方を見ても、また両方ともに反映されていない解釈の条文というものがございまして、
1:16:11	その辺についてもどういう整理なのかなっていうことだったんです。
1:16:19	前回面談した時に「例えば何々」のような箇所はあえて書かないという話を聞いた覚えがあるんですが
1:16:26	他方解釈を見ると、例示以外にも細かい文言の定義がありまして。
1:16:35	それについては反映しないのかという、どういう整理なのでしょう、
1:16:49	三菱原子燃料の大牟田でございます。品管規則に関する解釈のところですけども、先ほどいただいた通り
1:17:01	例えば例示については、今回していないということです
1:17:06	けれども、一方ですね、何々というようなものについてはですね、保安品質法相計画書に入れ込んでございます。
1:17:28	そこのところは、入れているということでございます。
1:17:35	以上です。
1:18:26	規制庁タナベです。少々お待ちください。
1:19:07	すいません。規制庁アリタです。
1:19:10	定義に関わる部分では保安品質保証計画書に反映しているという話っただですが。
1:19:20	例えばこれ、
1:19:23	審査会合資料の
1:19:27	資料②に話が飛びますが、
1:19:31	ここにある。
1:19:32	品管基準規則の4条の4のところに、
1:19:37	潜在的影響の大きさは、原子力の安全に影響を及ぼす大きさを言うと、書いていますが、
1:19:53	これは定義に当たるとは思いますが、どこで反映されているか。
1:20:01	必ずしも保安規定または保安品質保証計画書に反映されていないという。
1:20:12	三菱電機のオオムタでございます。定義のところは、少し記載はさせないということで、本文のところについて記載させていただいたところでございます。
1:20:30	規制庁有田ですけど品管基準の解釈の条文で、保安規定にも保安品質保証にも反映していないものがあるわけで、

1:20:48	例示していないものは反映していない。
1:21:02	三菱原子燃料小又でございます。おっしゃる通りですね、例示については、今回反映していないということでございます。
1:21:11	規制庁有田です。言葉の定義を定めたものでは、一般に反映しているっていう話。
1:21:29	三菱原子燃料の大牟田でございます。すみませんもう一度教えていただいでよろしいでしょうか。
1:21:38	例えばなんですけど、さっき言った品管基準と、
1:21:42	44 条、
1:21:48	原子力の安全に影響を及ぼす云々は、
1:21:55	原子力の安全に影響を及ぼす
1:22:02	の影響やの潜在的な大きさと、
1:22:08	そこ本文に出てくる影響の潜在的な大きさとっていう文言の定義に当たると思います。
1:22:18	これについては
1:22:24	保安規定にも品質保証にも反映はされていない。
1:22:35	三菱原子燃料の大牟田でございます。その通りですというところはですね、今回、
1:22:42	基本的には反映していないということでございます。
1:23:37	規制庁アリタです。何々をいうという文言で
1:23:42	反映してない。
1:25:02	すみません規制庁アリタです。ちょっと今改めてとしまして、
1:25:08	解釈のうち反映させているのは、例えば、
1:25:16	試料 A1
1:25:18	5 ページの
1:25:20	一番上のところには、
1:25:23	力量には何々知識を含むっていうのはやっぱり
1:25:29	三菱としては言葉の定義だとして繁栄はしてまして
1:25:37	他については明示的には反映をしてない。
1:25:41	三菱原子燃料大牟田です
1:25:46	その通りでございます。
1:25:55	規制庁有田です。
1:25:58	残りの「何とかという」とか、「例えば何とか」というやつら、それについてはもう、
1:26:07	保安規定の第 4 条

1:26:15	第 4 条の一番初めののところですがは
1:26:19	用語の定義は、以下に定めるものの他品管基準規則や品管基準規則に定めるは、
1:26:27	このままで細かいのは、包含されちゃうと読めるので、
1:26:33	結局、
1:26:35	反映しなかったやつは、ここの第 4 条第 1 項で、
1:26:40	読めるので漏れなく反映する整理になるんでしょうか。
1:26:49	三菱原子燃料の大牟田です。おっしゃる通りでございます。
1:27:06	結構アリタです。今の話承知しました。
1:27:10	最後ですが、第一部で小澤から指摘があった異常時非常時の対応ですが
1:27:26	定義を説明するようあったということで、
1:27:30	この話があって、
1:27:34	既認可第 38 条と、
1:27:37	第 84 条の通報
1:27:44	38 条は、
1:27:48	発見者から課長へまず急行して、さらに担当課長から関係課長を担当部長管理総括者へ報告するとございます。
1:27:58	83 条に行くと各課長から管理総括者へ連絡、担当部長、安全品質保証部長関係課に通報となっております、
1:28:11	これでいくと 83 条の文言から関係課長が書かれていなくて
1:28:20	この人たちの通報が。
1:28:23	どういうふうに展開されて、
1:28:26	それを説明していただく。
1:28:54	三菱原子燃料の大牟田でございます。
1:29:00	非常時が発生した場合ですね、担当する部門管理総括担当、担当部長というのは、自分所属するところ、
1:29:12	だったりですね、例えば
1:29:18	設備関係だったらですね、設備技術の方に連絡する、関係箇所に連絡するというような記載、具体的なところはですね、社内の文書で規定しているところがございます。
1:29:37	規制庁有田ですが、気になっているのが
1:29:43	報告または通報というところなんです核燃料取扱主任者と明記されていない、そうすると非常時核取には何も連絡がいかないのか、と読めてしまうのですが。

1:30:06	三菱原子燃料のことです。自体としてはですね、非常になったら当然核燃料取扱主任者さんにも連絡して、防災組織のですね、階層活用、
1:30:21	援助してもらおうというところになってございます。
1:30:26	規制庁アリタです。実態としてはしてるってことでいいんですけど、他方でこれ条文規定としては、これは、
1:30:36	核燃料取扱主任者と目利きしていない、これは 83 条関係各所に包含されているということでしょうか
1:30:56	三菱原子燃料の大牟田でございます。その通りでございます。
1:31:07	原子力規制庁ナガイで今の件は第一部の終わりの方。
1:31:14	小澤からコメントあって整理してくださいということでお伝えしていると思いますので、その中であわせて説明していただ
1:31:26	きたいと思いますので、お願いいたします。
1:31:33	三菱原子燃料コマタでございます。承知いたしました。
1:31:39	規制庁有田です。私からの指摘以上になります。
1:33:28	三菱原子燃料小又でございます。
1:33:31	質問等ないんですけども、整理していくうえで今後質問等させていただければと思います
1:33:51	それでは本日の面談は以上で終了したいと思います。